

表1. 感染症発生報告の対象となる疾患一覧

| 分類 | 分類根拠 | 該当感染症 | *参考(学校保健安全法施行規則第19条による出席停止期間) |
|-----|---|---|--|
| 第1種 | 発生はまれであるが発症すれば重篤な感染症 | エボラ出血熱(エボラウイルス病)、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスによるもの)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルスによるもの)、特定鳥インフルエンザ | 完全に治癒するまで |
| 第2種 | 飛沫感染(しぶき感染)または飛沫核感染(空気感染)し、流行拡大のおそれがある感染症 | 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) | 発症した後5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで |
| | | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) | 発症した後5日間を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで |
| | | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤治療が終了するまで |
| | | 麻疹(はしか) | 解熱後3日を経過するまで |
| | | 流行性耳下腺炎(ムンプス、おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現5日経過し、全身状態が良好になるまで |
| | | 風疹(三日ばしか) | 発疹が消失するまで |
| | | 水痘(水ぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状消失後2日を経過するまで |
| | | 結核 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| | | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| 第3種 | 放置すれば流行拡大の可能性がある感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他(ノロウイルス等による感染性胃腸炎、溶連菌感染症、ウィルス性急性肝炎、マイコプラズマ肺炎) | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| その他 | 学校内の感染対策上、把握が必要と判断される感染症 | デング熱、ジカウイルス感染症(ジカ熱) | (学校保健安全法には規定がないが、「医師により治癒と判断されるまで」とするのが妥当) |

(* 出席停止期間を参考にして自宅休養することが望ましい。)